

浅井了意の産死観

金 慧珍

浅井了意の通俗仏書『仏説地蔵菩薩発心因縁十王経注解』「難産冤蒙之説」と『観無量寿経鼓吹』「産難冤責之弁」および仮名草子『戒殺物語・放生物語』「子を生て殺生すべからざる事」には、難産と産死について類似の記述が見られる。本発表では、これら三書に即して了意の産死観を検討する。

『仏説地蔵菩薩発心因縁十王経注解』は日本撰述『地蔵菩薩発心因縁十王経』について、『観無量寿経鼓吹』は浄土三部経の一つである『観無量寿経』について注釈を付した書である。『戒殺物語・放生物語』は明代の禅僧・株宏の『戒殺放生文』を和訳した書であり、その主題は『戒殺放生文』を踏まえているが、本文は明代の天台僧・宗本撰『帰元直指集』に基づくことが既に指摘されている。

三書に共通するのは、産死を殺生の悪報としている点である。了意は『戒殺物語・放生物語』を執筆する際に『帰元直指集』に基づいて産死や殺生戒を説いている。『仏説地蔵菩薩発心因縁十王経注解』『観無量寿経鼓吹』では、産死の理由に難産だけでなく、流産・墮胎・夭折を加えており、流産・墮胎を殺生行為とみなす考え方が見られる。これらは『戒殺物語・放生物語』の内容を再利用し発展させたものと思われる。

『観無量寿経鼓吹』と『帰元直指集』の文章の類似については既に指摘されているが、『仏説地蔵菩薩発心因縁十王経注解』を含めた三書の性格を踏まえた、前後章段の文脈を考慮しての考察はなされていないのが現状である。

三書に即して了意の産死観について考察した結果、殺生の悪報としての難産・産死と、胞胎・胎生(転生輪廻)の苦しみから脱するための殺生戒を説くという点で共通していた。しかし、『観無量寿経鼓吹』では勢至菩薩の威徳による救済に、『仏説地蔵菩薩発心因縁十王経注解』では罪人への処罰に、そして『戒殺物語・放生物語』では殺生戒に重点が置かれていた。同テーマであっても書物の性格によって、了意は趣旨を書き分けていると考えられる。

Asai Ryōi's View of Stillbirth

Kim Haejin

The *Bussetsu Jizō bosatsu hosshin innen jūōkyō chūge*'s 仏説地藏菩薩発心因縁十王経注解 (henceforth *Jūōkyō chūge*) “theory of difficult labor and resentment” (難産冤蒙之説), the *Kanmuryōjūkyō kusui*'s 観無量寿経鼓吹 (henceforth *Kankyō kusui*) “theory of difficult labor and retribution due to resentment” (産難冤責之弁), and the *Kaisetsu monogatari/Hōjō monogatari*'s 戒殺物語・放生物語 (henceforth *Kaisetsu hōjō*) “giving birth to a child and not killing” (子を生て殺生すべからざる事) have similar descriptions about difficult labor and stillbirth. These three texts, the first two of which are for a popular audience and the third of which is a work of *kana-zōshi* (仮名草子), are all by Asai Ryōi 浅井了意.

This study considers Ryōi's view of stillbirth based on these books. The *Jūōkyō chūge* is a commentary on the *Jizō bosatsu hosshin innen jūōkyō* 地藏菩薩発心因縁十王経, written in Japan, and the *Kankyō kusui* is a commentary on the *Kanmuryōjūkyō* 観無量寿経. The *Kaisetsu hōjō* is a Japanese translation of the Ming-dynasty Chan monk Zhuhong's 株宏 *Jiesha fangsheng wen* 戒殺放生文 (Jp. *Kaisetsu hōjōmon*). As has already been pointed out, while the *Kaisetsu hōjō*'s subject is based on the *Jiesha fangsheng wen*, the text itself is based on the Ming-dynasty Tiantai monk Zongben's 宗本 *Guiyuan zhizhi ji* 帰元直指集 (Jp. *Kigen jikishi shū*).

All three of these books hold that stillbirth is karma for killing. When writing the *Kaisetsu hōjō*, Ryōi expounds on stillbirth and the precept to not kill based on the *Guiyuan zhizhi ji*. In the *Jūōkyō chūge* and the *Kankyō kusui*, not only difficult labor but also miscarriage, abortion, and early death are added as reasons for stillbirth. Furthermore, these two texts hold that miscarriage and abortion are killing, a view apparently developed by re-using the content of the *Kaisetsu hōjō*.

Research has already pointed out that certain passages of the *Kankyō kusui* and the *Guiyuan zhizhi ji* are similar. However, at present, no consideration has been given to their contexts (the surrounding sections) while taking into account the characteristics of these two books and the *Jūōkyō chūge*.

Upon considering Ryōi's view of stillbirth based on these three books, I found that they all hold that difficult labor and stillbirth are karma for killing, as well as teach that the precept to not kill is for eliminating the suffering of death and rebirth. However, in the *Kankyō kusui*, the emphasis is on relief by the power of Seishi Bodhisattva. In the *Jūōkyō chūge*, the emphasis is on punishment for those who have committed transgressions. Finally, in the *Kaisetsu hōjō*, the focus is on the precept to not kill. Even though these books share the same theme, they are written differently according to each book's character.

浅井了意の産死観

金慧珍

1. はじめに

浅井了意の通俗仏書『ぶっせつ じ ぞう ぼ さつ ほんしん いんねん じゅうおうぎょうちゅう げ 仏説地蔵菩薩発心因縁十王経注解』(天和三年刊。以下『十王経注解』) 卷之十三の十一「難産冤蒙之説」と『かん むりょうじゅきょうく すい 観無量寿経鼓吹』(延宝二年刊。以下『観経鼓吹』) 卷二十一の二十二「産難冤責之弁」および、仮名草子『かいせつ ほうじょう 戒殺物語・放生物語』(寛文四年刊。以下『戒殺放生物語』) 卷一の三「子を生て殺生すべからざる事」には難産と産死について類似の記述が見られる。三書の共通点は産死(母か子、あるいは母子ともに横産・逆産等の難産、墮胎のような異常な出産で死ぬこと)を殺生の悪報とすることである。了意は早くに墮胎を、平仮名本『因果物語』(万治頃刊)で取り上げており、既に関心があったと思われる。『戒殺放生物語』「子を生て殺生すべからざる事」と『観経鼓吹』「産難冤責之弁」における明代・そうほん ぎげんじきししゅう 宗本撰『帰元直指集』七六「分産解スル 冤アダアルヲ 戒殺ニ」の利用については既に指摘されている¹。しかし『十王経注解』を含めた考察はなされていない。

本発表では三書の性格を踏まえ前後章段の文脈に着目し、了意の産死観および、産死について記す章段の執筆意図について考察する。考察の都合上、刊行が後の作品からさかのぼる形で述べていく。

2. 『十王経注解』と殺生の罪報

『十王経注解』は日本撰述の偽経『仏説地蔵菩薩発心因縁十王経』(蔵川撰。以下『十王経』)に了意が注解を施した通俗仏書である。『十王経』は中国撰述の偽経『仏説預修十王生七経』を基に成立したと考えられている²。『十王経注解』「難産冤蒙之説」は五道転輪王の偈文「後ノ三ノ所ロハレ 歴ル是レ 関津ナリノ好コノミシモレ悪ヲ唯ダ憑ムニ福業ノ因ヲニ不善ナルハ尚ヲ(ヒサシク左訓) 憂ニ千日ノ内ヲニ胎生産死ノ夭亡ノ身ナリノ邪見放逸ノ過カノ愚癡無智罪ノ猶ヲ如クシテ車ノ輪ノ廻ルガノ常ニ在リニ三途ノ獄ニ」中の「胎生産死ノ夭亡ノ身ナリ」についての注釈に当たる。了意はこれの中で、難産・産死は「宿世殺業ノ冤蒙」と、前世で殺生を犯した報いであるとする。また、胎児が生を受けたとしても生まれてくることができないのは、母の悪業への報いであるとし、善悪の因果に無知である父母が毒薬で墮胎したり道具を用いて流産させたりすることに言及している。そして墮胎する父母も、前世の業によって墮ろされた胎児も、罪業を滅しない限り輪廻転生してもその報いは絶えることがなく、長寿か短命かは定められた報いであると結んでいる。ここで注目すべきは、産死の理由の一

つである流産・墮胎（以下「墮胎」）を殺生と見做す考え方が読み取れることである。

『十王経注解』卷之十三の十二「墮胎応報ノ事実」で語られる話は、宋の元秀が生まれたばかりの子たちを殺した罪で畜生となり、死後も処罰される内容である。了意は産死について記した章段で墮胎する行為を殺生と見做しているだけでなく、それらにまつわる話を続けて出すことで殺生の罪報についての自説を補強していると言える。

3. 『観経鼓吹』と大勢至菩薩

『観経鼓吹』は『観無量寿経』（以下『観経』）の注釈書である。『観経鼓吹』「産難冤責之弁」は『観経』第十一「勢至観」の「作是観者、不処胞胎、常遊諸仏浄妙国土」中の「胞胎」についての注釈である。了意はこのうち、「不処胞胎」の胞胎（胎生の意³。胎生とは母胎に宿ること）を説く上で、「人間胞胎」に言及し、難産・産死について詳述している。ここでも難産・産死・墮胎・夭折を殺生の罪報とし、墮胎する行為を殺生と見做している。

本章段の執筆意図について考える。『観経鼓吹』卷二十一の二十「胞胎通局別釈」を確認すると、①「大勢至ノ智慧光明ノ照触ヲ被ブリ観想成スル者ノ無量生死ノ重罪ヲ滅スルガ故ニ三界四生ノ因亡ジ果滅シテ…」とあり、大勢至菩薩の威徳による滅罪⁴（無量生死の罪の消滅）のため「三界四生」（欲界・色界・無色界と胎生・卵生・湿生・化生）の因果も滅せられるとする。また、②「疏曰、不処胞胎等者トハ脱シテニ娑婆ノ苦ヲ生ニ仏ノ浄土ヲ」と、宋・元照述『観無量寿仏経義疏』（以下『観経新疏』）の注釈を引用して不処胞胎とは娑婆の苦から脱し浄土往生することであると述べ、さらに③「今家（善導…発表者注）ハ惣ジテ三界ニ約シテ胞胎ヲ釈セラル」（善導は三界という範疇において胞胎について注釈を付けている）と述べている。そして④「礼讃曰、流ニ浪シテ三界ノ内ニ癡愛ヲ以入ルトニ胎獄ニ矣」と、善導集記『往生礼讃偈』を引用し、衆生は三界にさまよい、煩惱ゆえ胎獄に入ると説いている（「三界」「胎獄」は三界における胎生の苦の意）。また⑤「疏文ニハ永絶胞胎常遊法界ト釈成シ玉フ」と、善導集記『観無量寿仏経疏』（以下『観経疏』）⁵では永く胞胎を絶して常に諸仏の浄妙の国土に遊ぶと説くとする。

「三界」「胎獄」については『観経鼓吹』卷二十一の二十四「唐ノ高宗帝建ツニ慈恩寺ヲ」の結文にも「今是勢至菩薩ノ大智光明ノ威徳ニ依ガ故ニ永ク三界ノ獄胎ヲ出離シ速カニ閻浮受生ノ胞衣ヲ絶去シ」と見える。この文は『観経』「作是観者、不処胞胎、常遊諸仏浄妙国土」についての注の中で出てくる。『観経疏』の注釈書である良忠撰『観無量寿経四帖疏伝通記』（一二五八年成立。以下『伝通記』）⁶には「不処胞胎」は浄土往生すれば胎生を受けない意とあり、「或胞胎者、

三界牢獄以為 二 胞胎 一」と、胞胎を三界の牢獄（地獄）としている。さらに「故礼讃云、流 二 浪三界内 一、癡愛入 二 胎獄 一」と、前掲『観経鼓吹』④「礼讃曰、…」と同様、『往生礼讃偈』の文を引いている。了意は胎生の苦を説くに当たり、『観経疏』『往生礼讃偈』だけでなく、『伝通記』をも忠実に利用している。三界の獄胎（胎獄）とは、転生輪廻の苦を地獄に喩えたものであろう。以上をまとめると、了意は『観経鼓吹』において胎生の苦を述べる中で、産苦、つまり難産や産死に言及していると言える。また、胎生の苦は生々絶えることのない三界の地獄のようなことであると力説している。

4. 『戒殺放生物語』と『帰元直指集』

『戒殺放生物語』は明代・株宏の『戒殺放生文』の和訳書であり、本文には『帰元直指集』に基づく箇所がある⁷。同書巻一の一「戒殺の事」には殺生の罪報としての①墮地獄（「殺生のたねをうゆれば、死して等活地獄におつ」）②短命（「いにしへの罪によりて命はなはだ短ければ」）③その報いを生々受ける苦しみ（「又その肉を貪り喰し債をば、生々世々に、つぐのひ返す也。実に流転して六趣四生を出はなれず」）についての記述がある。③については『帰元直指集』四七「破 二 不信因果 一」に「因果録 二 云ク。要 二 セバレ知 一 ント 二 前世ノ因 一 フ。今生 二 受ル者ノ是 一 。要 二 セバレ知 一 ント 二 後世ノ果 一 フ。今生 二 作者ノ是 一 。又云ク。仮使百千劫 二 モ所ノ 一 作業不 二 ズレ亡 一 」⁸と、前世の業に因り現世にその報いを受け、永く終わらないという因果応報に基づく同意の内容が見える。

①と②については、『帰元直指集』七六「分産解 二 スレ 一 冤 二 戒殺 一 」に「再 二 タビ有ル 一 二 冤業ノ重キ 一 者ノハ。母子 二 俱ニ亡テ 一 。同ク入ル 二 地獄 一 二 。如キレ此ノ者ノハ。皆ナ因ル 二 戒殺并ニ衆悪 一 二 也」と、殺生業の重い者は母子ともに産死し墮地獄するという記述が見える。また「子 二 便チ傾 一 殞ス」と、夭折にも言及している。さらに、墮胎行為を殺生と見做していると同時に、胎児が墮胎されることを殺生の報いと捉えている。『十王経注解』と『観経鼓吹』の難産・産死・墮胎・夭折はこれを基に成り立っていることがわかる。

産死を殺生の罪報とする点は、『戒殺放生物語』巻一の三「子を生て殺生すべからざる事」にも認められるが、本章段ではごく一部に過ぎず、墮胎の記述はない。むしろ安産のための殺生戒（胎教）と懺悔の内容が大部分を占めている。なお『帰元直指集』「分産解 二 スレ 一 冤 二 戒殺 一 」にも安産のための殺生戒と懺悔の内容が見える。さらに「子を生て殺生すべからざる事」を原典の『戒殺放生文』と比較した結果、子の誕生を祝うために殺生を犯さないよう戒める内容は、『戒殺放生文』の「生 二 テレ子

「不レ宜クニ殺生ス」を基に執筆したものと思われた。つまり『戒殺放生物語』は『戒殺放生文』の主題である殺生戒を説く上で、『帰元直指集』に基づき、実生活で実践できる安産のための心得を書き加えており、教訓的な内容になっていると言える。

5. おわりに

本発表では、了意の通俗仏書および仮名草子に見られる難産・産死への言及に着眼し、了意の産死観や産死について記す章段の執筆意図について考察した。了意は産死を殺生の悪報と見做し、難産、墮胎されること、夭折を母子の悪報のためとしていた。これは寿命が報いによって異なるとする考え方に基づくものであった。それと同時に、墮胎する行為も殺生に相当し、墮胎を犯した父母も、墮ろされた胎児も、その罪業を滅しない限り、生々その報いを受けるという考え方が読み取れた。産死や殺生戒について、了意は早くに『帰元直指集』に依拠する形で『戒殺放生物語』に書いており、仏書の『十王経注解』や『観経鼓吹』に再利用されたものと考えられる。一方で、産死という同素材を、『十王経注解』では殺生の罪報に、『観経鼓吹』では大勢至菩薩の威徳による滅罪（浄土往生）に、『戒殺放生物語』では殺生戒に重点を置いて言及し、教訓性もあるという違いがある。これは、亡者を断罪する『十王経』の注釈書、滅罪を強調する『観経』の注釈書、殺生を戒める『戒殺放生文』の和訳書であり仮名草子という、各々の性格によって、その趣旨を書き分けたものと考えられる。

¹ 木村迪子「浅井了意作『戒殺物語・放生物語』について—中国浄土教思想との関係に注目して—」『国文学研究』一八六、早稲田大学国文学会編、二〇一八年十月

² 本井牧子「『預修十王経』の諸本」『京都大学国文学論叢』一一、京都大学文学部国語学国文学研究室編、一九九八年六月

³ 中村元・早島鏡正・紀野一義訳註『浄土三部経』下、ワイド版岩波文庫、一九九一年

⁴ 『観経』は全体として滅罪の思想を強調しているとされている（藤田宏達『浄土三部経の研究』岩波書店、二〇〇七年）。

⁵ 『観経鼓吹』における『観経疏』の利用については、木村迪子「浅井了意『観無量寿経鼓吹』について—典拠とその執筆背景—」（『国文学研究』一八一、早稲田大学国文学会編、二〇一七年三月）参照。

⁶ 『観経鼓吹』における『伝通記』の利用については、注5前掲論文参照。

⁷ 小川武彦「浅井了意の二著につきて—戒殺放生文仮名と出来齋京土産—」（『近世文芸研究と評論』八、一九七五年五月）、注1の木村迪子氏の前掲論文など。

⁸ ただし、この文は『因果録』によるもので、撰者宗本が独自に記したものではない。